

令和7年度 網走市住環境改善資金補助制度

***今年度より、エアコン設置工事は助成制度に移行しました。**

(エアコンと併用する場合、別途「エアコン設置工事費助成制度」の申請が必要となります。)

1. 制度の目的

本制度は、市民が住宅の改修等を行う場合に、その資金の一部を助成することで、住環境向上のための整備促進及び良質な住宅ストックの形成を図り、さらに子育て世帯に対しては、子どもを安心して育てられるよう、子育て環境の改善を図ることを目的とします。

また、地球温暖化対策の一環として、太陽光発電システムの設置、定置用蓄電池の設置、ペレットストーブの設置を促進することにより、再生可能エネルギー発電の普及拡大及び間伐材等の有効活用を図ることを目的とします。

2. 補助の対象

①申請者の要件

- (1) 本市に自ら居住するための住宅を所有し、補助対象工事の契約者となる方（同居者が申請者になれる場合もあります）。店舗等併用住宅の場合は、住宅部分に限ります。
本市に住所を有する方、又は完了届提出時までに入居届を提出できる方。
- (2) 市内業者と工事契約を行う方に限ります。
- (3) 10万円（税込）以上の補助対象工事を行う方。
- (4) 申込みの対象となる工事は、令和7年4月1日(月)～令和8年3月31日(火)の間に工事の請負契約をしたもの(予算額に達した場合、受付期間内でも締め切ります)。
- (5) 補助金の交付は、各分類につき同一年度、同一申請者、同一住戸につき1回限りとします。
- (6) 補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了届を提出できる方。
- (7) 市税を滞納していない方。
- (8) 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない方。

②補助対象工事の内容

- (1) 一般改修工事・空き家改修工事（長寿命化、省エネ化、子育て環境改善、バリアフリー化、土砂災害警戒区域での土留め擁壁等の設置工事等）
- (2) 太陽光発電システム設置、定置用蓄電池設置、ペレットストーブ設置（ともに住宅新築時の設置及び機器の更新を含む。中古品を除く）

③その他

- (1) この制度による補助金が交付される場合、国、北海道又は網走市の他の補助金等を受給できない場合があります（介護保険制度、重度障がい者等日常生活用具給付等を受ける工事部分は対象外）。
- (2) 網走市住宅リフォーム資金融資制度による貸付を受け、償還が完了していない工事部分は対象外です。

3. 補助金の分類

この制度は、住宅の改修等を行う方の世帯の状況（一般世帯及び子育て世帯）及び工事の内容により、次のとおり補助額を定めています。

住宅改修 タイプ	①一般改修工事		②空き家改修工事 ^{※2}	
	一般世帯（子育て世帯以外）	子育て世帯 ^{※1}	一般世帯（子育て世帯以外）	子育て世帯 ^{※1}
	補助対象工事費の10% ^{※3}		補助対象工事費の10% ^{※3}	
	上限 10万円	上限 20万円	上限 20万円	上限 30万円
再エネ タイプ	③太陽光発電システム、定置用蓄電池、ペレットストーブ設置工事（住宅新築時の設置可、機器更新可）			
	補助対象工事費の10% ^{※3}			
	上限 10万円			

※1：子育て世帯とは、申込時に申請者と同居している又は完了届提出時までに同居する18歳以下の子（末子が18歳に到達した後の最初の年度末までの子）がいる世帯です。

※2：空き家改修工事は、自ら居住するために取得した空き家を1年以内1回限り改修する場合に対象となります。

※3：補助額は千円未満切り捨て（例：559,000円の補助対象工事に対し55,000円の補助）
なお、補助金の交付は、申請者が施工業者へ工事費を支払った後となります。

4. 補助対象工事の例

補助対象工事とは、住宅の性能や機能を回復・向上させるものや、住環境を整備する改修工事等をいいます。次の例以外で、既存の住宅にかかる工事についても補助対象となる場合がありますので、ご相談ください。

① 一般改修工事・② 空き家改修工事 (長寿命化)

- ・外壁、屋根等の外部仕上げ等の改修工事
- ・耐震化工事
- ・キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の改修工事
- ・内装仕上げ等の改修工事
- ・土砂災害警戒区域内での土留め擁壁等の設置工事

(省エネ化)

- ・窓サッシ、ガラス等の断熱改修工事
- ・床、壁、天井等の断熱改修工事
- ・省エネ給湯器、省エネボイラーの設置工事

※ エコキュート、エコジョーズ、エコフィール等の省エネに資する機器

(子育て環境改善)

- ・子ども部屋の増築、間仕切り改修工事
- ・床、壁等の防音対策工事
- ・落下、怪我等の危険の恐れがある箇所の対策工事

(バリアフリー化)

- ・段差解消、手すり設置、スロープ設置、扉の取替え等移動円滑化のための改修工事
 - ・ロードヒーティング、いす式階段昇降機、ホームエレベーター等の設置工事
- ※ 要支援・要介護・重度障がい者等に認定されている方は、介護保険制度・重度障がい者等日常生活用具給付等もあります。

③太陽光発電システム設置工事、定置用蓄電池設置工事、ペレットストーブ設置工事（ともに住宅新築時の設置、機器更新を含む。中古品を除く）

補助対象とならない工事の例

容易に取り外しが可能な機器や、居住に直接結びつかない工事は対象になりません。

- ・家電製品の設置（ストーブ、エアコン、照明器具等）
 - *エアコンは、令和7年度より助成金とします。
- ・厨房製品の設置（食器洗浄器、ガスコンロ、電気調理器等（キッチンに組み込む製品は除く））
- ・衛生製品の設置（温水洗浄便座のみの取替等）
- ・その他（既製家具、アンテナ、カーテン、門、塀、車庫、物置、網戸のみの取替等）

5. お申し込み

様 式 配 付 建築係窓口及び市ホームページにて配布中
申し込み受付期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
随時受付とし、予算額に達した場合は受付期間内でも締め切ります

6. 問い合わせ先

網走市 建設港湾部 建築課 建築係（Tel 67-5562：直通）

お申し込みから補助金の受け取りまで

1. お申し込み

申込書（申込様式1）に、下記の書類を添えて、市建築課建築係まで提出してください。申し込み内容を審査し、「お申し込み結果のお知らせ」を申請者へ交付します。

- ① 工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し（契約日の確認）
- ② 工事の内訳が明記されている見積書・設備仕様の分かるもの（適正な数量・金額・仕様の確認）
- ③ 委任状（申込様式3）※ 申請者の代理人による申し込みの場合

※上記の「お申し込み結果のお知らせ（認定）」が届きましたら、以下の手続きをお願いいたします。
なお、「2. 交付申請から4. 補助金請求・受取」までは、工事完了後にまとめて提出していただいて構いません。

2. 交付申請

網走市住環境改善資金補助金交付申請書（様式1）に、下記の書類を添えて提出してください。申請の内容を審査し、交付決定通知書を申請者へ交付します。

- ① 登記事項証明書（建物）の写し（所有権及び空き家取得日の確認・※発行日から3ヶ月以内のもの）
※ 購入等により申請時点で所有者となっていない場合は工事完了までに提出
- ② 暴力団関係者でないことの誓約書（申込様式2）
- ③ 委任状（申込様式3）※ 申請者の代理人による申請の場合

3. 完了・実績報告

工事が完了したときは、網走市住環境改善資金補助事業完了届・実績報告書（様式7）に、下記の書類を添えて提出してください。適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付額確定通知書を申請者へ交付します。

- ① 工事着手前及び完了後の写真
（工事着手前の写真がない場合はご相談ください）
（塗装工事・屋根改修工事等、写真による工事前後の比較が困難な工事は、工事中（足場設置の状況・作業の状況等）の写真も添付してください）
- ② 工事請負契約代金の領収書の写し又は金融機関への振込依頼書の写し

4. 補助金請求・受取

交付額確定通知書を受け取った後、網走市住環境改善資金補助金交付請求書（様式9）に、下記の書類を添えて提出してください。請求書の受理後、申請者へ補助金を交付します。

- ① 振込先（フリガナ、口座番号）の分かる書類（通帳見開きの写し、カードの写し等）

工事の内容により、本事業の財源に北海道の「住まいのゼロカーボン化推進事業」補助を活用しているため、その手続き上、支払いまでに3か月程度かかる場合がありますことをご了承願います。